

LS11 本学

受験番号

2014 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

〔事例〕

アメリカの弁護士であるXは、日本法研究をするために来日し、その一環として、所得税法違反に係るある刑事事件の公判を傍聴していた。この事件を担当する裁判長は、傍聴人がメモを取ることを予め一般的に禁止していたため、Xは公判期日に先立ち、担当裁判長にメモを取ることを許可を求めた。しかし、法廷でのメモ採取は認められなかった。そこで、Xは、国に対して、裁判所によるメモ採取不許可は違法であると主張して、国家賠償請求訴訟を起こすことにした。

〔設問1〕

憲法82条1項は裁判傍聴の自由を保障していると考えられるであろうか。判例に即して、理由とともに簡潔に答えなさい。

〔設問2〕

法廷におけるメモ採取には、憲法上の保護は及ぶのであろうか。十分な理由とともに、判例に即して、答えなさい。

〔設問3〕

本件メモ採取不許可の合憲性について、あなたの考えを論じなさい。

【第2問】

次の事項について、判例に即して、簡潔に説明しなさい。

- (1) 自律的な法規範を有する社会ないし団体（いわゆる部分社会）における係争に関して、どのような場合であれば、事柄の性質上、裁判所が審判権を行使すべきものでないとされるか。
- (2) いわゆる部分社会における係争に関して裁判所が審判権を行使する場合には、裁判所はどのような審査を行うことができるか。